

建築リサイクル法による事前調査・事前措置の内容

工事対象

建築物の解体工事床面積の合計が80m²以上

建築物の新築・増築工事：床面積の合計：500m²以上

建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）：請負代金1億円以上

建築物以外の工作物の工事（土木工事等）：請負代金500万円以上

事前調査による確認事項

調査対象物の周辺の状況
分別解体等をするために必要な作業を行う場所
廃棄物その他のものの搬出経路
残存物品の有無
吹付け石綿その他の対象建築物等に
用いられた特定建設資材に付着したもの
その他対象建築物等に関する調査

事前措置の内容

作業場所及び搬出経路の確保
残存物品の搬出の確認
付着物の除去
その他工事着手前における特定建設資材に係る
分別解体時の適正な実施を確保するための措置